

(まつすぐ)

眞直と

示され信じた

神の道

脇道往くと

知れば哀しき

(春峰)

井上一男

売却経緯や、そのあり方に「疑惑、疑念」などがあるとして、数多の怪文書や、インターネット上でも様々な情報が飛び交うなかで、テレビニュースや週刊誌の記事ともなり、また、それを起因としての提訴があり、更には法人トップの辞意表明云々と進退問題までに発展した「神社本庁・百合丘職員宿舎売却問題」は、それらの「疑惑・疑念」解明の為として「第三者委員会」が設置され、そのチェックが行われた」とは記憶に新しい処である。

また、その調査結果では、売却に関する契約内容や、契約に絡む「合意」とこれに基づき行われた所謂「新中間省略登記手続き」による第三者への所有権移転登記は、いずれも「正常」なものであるとして、調査報告書やその資料などの開示は無いまま、平成二九年秋および先づるの本年秋、評議員会でそれこそは文字とおり口頭で「サラリ」と報告があつたが、本問題はこれによつて終結したとするのか？

ただ、「百合丘宿舎売却問題」は日下係争中の訴訟は別として、前記口頭報告のみをもつて終結したとの考え方であれば、それこそは「うやむや」のうちに、そしてそれこそは「不得要領」の今まで幕引きされてしまうものであろうか？

今更に「第三者委員会」による調査方法や、その結果を論ずるつもりはないが、本問題の発端となつた神社本庁とD社の間で交わされた、所謂「三為契約」とこれに基づく「合意書」が内包する意味を、神社本庁ではどのように、そしてどの程度までを理解か、認識のうえ承認、調印などを行われたのか？

「第三者委員会」の報告では、「これらの」とに言及されていなかつたようであるが如何か？

我が国に於ける不動産の得喪に関しては、特に不動産の権利取得では、その権利取得を公示しながら、これを保護する手段としての「第三者対抗手段」として「不動産登記法」による登記手続きが存在するが、その手続法の中に「中間省略登記」なる方法は容認されていない。

ただ、基本法とも言うべき「民法」上に於ける所謂「三為契約」と、それに絡む条件が具備されているときは、その登記が許されるとしていることは事実である。

また、その登記手続きは、法務省民事局の解釈と通達に基づき、従来から取り扱われてきたものである処、近年登記手続きのコンピュータ化に伴う不動産登記法の改正に伴い、平成十九年に前記取扱が再確認されているものであつて、「新中間省略登記法」なるものが誕生した訳でもなく、

ましてや「中間省略登記手続き」そのものが出現したものではないことを明記したい。

「第三者委員会」による調査結果は、「新中間省略登記手続き」などにより、正常な手続き、処理であつたと報告があつたが、売買取引の基本となるべき神社本庁とD社間の売買契約に於ける「三為契約」と、これに基づく「合意書」の内容チェックには言及されていないようであるが、売買契約書第五条と合意書が持つ本当の意味は何なのか？

これらの内容が「脱法行為」ではないとしても、神社本庁サイドには何のメリットもない筈であり、その裏に見え隠れするものはD社による課税の免脱の意図、またそれは「脱税行為」そのものではなかろうか？

いわく、所有権移転登記の登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税が考えられる。

また、それが高額であるだけに「バックマージンの有無」など、あらぬ「噂」が流れているのではないか？

本件売買契約に於けるD社の立場は、利益のうしいと思われる仲介や斡旋が目的ではなく、あくまでも買主であればまして不動産取引を業とする以上、転売することは当然であろうとするが、

人々を正しい道へ導く立場の宗教法人であるが故に、課税その他各方面で「国家」からの恩恵に浴している立場の神社本庁であれば、少なくとも「脱税行為」と目される行為に「加担」するような行為があつてはならない筈である。

加えて前述の売買契約上に於ける特約条項や、「合意書」に記載された内容は、売主の地位をD社へ丸投げしたような形であつて、このためD社は売主である神社本庁を正に「赤子の手をひねるが如く」か、あるいは「掌中の珠の如く」とでも表現すべきか、まさにD社の意のままにあしらわれた感は否めない。

そしてそれは神社本庁とD社間の今日現在までの所謂「つきあい」でやむを得ないものがあるとの弁明もチラホラ聞こえてきたようであるが、もしそれが真実であるとすれば尙更に、疑念は深まるばかりであるが如何か？

神武開闢以来、連綿と続く二千六百余年、それはひたすらに「正しく」そして「真直」であると説かれ、かつ導かれている「神道」によつて支えられ、また育まれて來た「世界に冠たる美しい國柄と国民性」。

それが我が日本の姿であると、それこそは「馬鹿正直」に、また「虚偽の一念」で信じて来た身であれば、「肝心要」のその「神道」が「時と場合」か、はたまた「経済事情」によつては、脇道へ逸れたり、また、あえて邪道も辞さないとあれば、それはあまりにも「過酷」過ぎる話である。

「三為契約」や「合意書」に含まれた眞の意味を神社本庁サイド（役員会、理事会あたり）で理解されていなかつたとすれば、それもやむを得ざるものがあるとする一方で、もしそれであれば識者へ照会なども有るのではなかろうかと思われる処である。

いみじくも、

「知りざるを以て法を免がる」となし」

などと云う先人の教訓が「脳裏」を去来するようである。

神社本庁

福井県評議委員 井上一男